

地方公務員法第58条の2及び北広島町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第4条の規定に基づき、平成24年度における人事行政の運営等の状況を次のとおり公表します。

平成25年3月29日

北広島町長 箕野博司

北広島町人事行政の運営等の状況の公表

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用状況

平成23年度採用

(単位：人)

区分	職 種	受験者数			最終合格者数			平成23年度 採用者数		
		男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計
初 級 試 験	一般行政職	48	24	72	3	5	8	3	5	8
	消防職	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	医療職	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	48	24	72	3	5	8	3	5	8
選考 そ 他	一般行政職	—	—	—	—	—	—	2	1	3
	消防職	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	医療職	—	—	—	—	—	—	—	1	1
	計	—	—	—	—	—	—	2	2	4
合 計	一般行政職	48	24	72	3	5	8	5	6	11
	消防職	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	医療職	—	—	—	—	—	—	—	1	1
	計	48	24	72	3	5	8	5	7	12

平成24年4月1日採用

(単位：人)

区分	職 種	受験者数			最終合格者数			平成24年4月1日 採用者数		
		男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計
初 級 試 験	一般行政職	65	35	100	2	2	4	2	2	4
	消防職	13	—	13	1	—	1	1	—	1
	医療職	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	78	35	113	3	2	5	3	2	5
選考 そ 他	一般行政職	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	消防職	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	医療職	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	一般行政職	65	35	100	2	2	4	2	2	4
	消防職	13	—	13	1	—	1	1	—	1
	医療職	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	78	35	113	3	2	5	3	2	5

(2) 職員の退職等の状況 (単位：人)

区 分	H23 年度人数	H22 年度人数
定年退職	5	7
勸奨退職	3	11
普通退職	1	5
分限免職		0
懲戒免職		1
失 職		0
死亡退職		0
計	9	24
再任用職員	0	0

- (注) 1 定年退職：地方公務員法（以下「地公法」という。）第 28 条の 2 第 1 項の規定により離職すること。また、地公法第 28 条の 3 第 1 項の規定により勤務が延長され、その後離職する場合も含まれます。
- 2 奨励退職等：任命権者が人事管理上の目的から職員に退職勧奨を行い、これに応じて退職すること。
- 3 普通退職：自己都合により退職すること。
- 4 失職：職員が法定の欠格条項（地公法第 16 条各号（第 3 号を除く））に該当する場合で行政処分によることなく当然に離職するものに該当し離職すること。
- 5 再任用職員：定年退職者等で再任用された職員

(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年 4 月 1 日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年度 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		平成 24 年	平成 23 年		
一般行政部門	議会	2	2	0	事務の統廃合による人員減 人事異動・退職の不補充による人員減 事務の臨時職員対応による人員減
	総務	64	65	△1	
	税務	16	16	0	
	民生	54	56	△2	
	衛生	19	21	△2	
	農林水産	35	35	0	
	商工	4	5	△1	
	土木	20	20	0	
	小 計	214 (1)	220 (1)	△6 (0)	
特別行政	教育	22	21	1	業務増による人員増
	消防	55	55	0	
	小 計	77 ()	76 ()	1 ()	
公営企業等会計部門	病院	56	54	2	業務増による人員増
	水道	5	5	0	
	下水道	7	6	1	
	その他	14	14	0	
	小 計	82 ()	79 ()	3 ()	
合 計		373 (1)	375 (1)	△2 (0)	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する退職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。
- 2 () 内は、短時間勤務職員であり、外書きです。

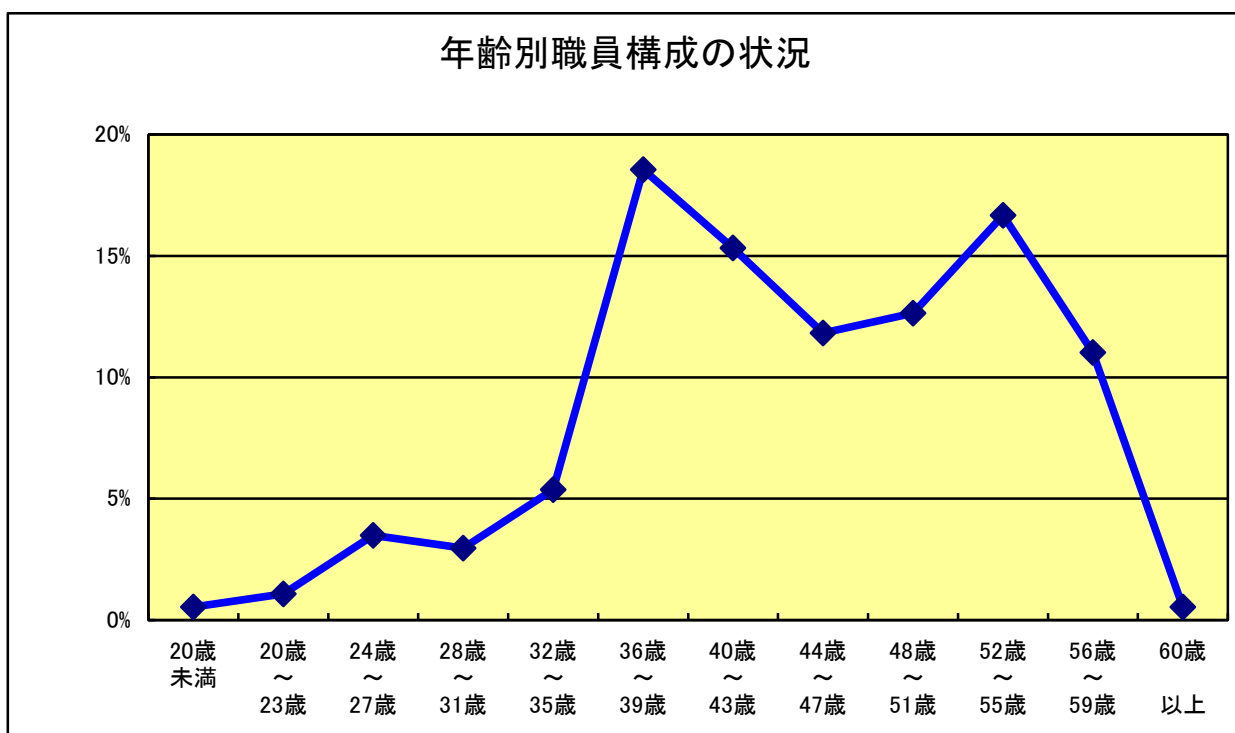
(4) 地位別職員数の状況（一般行政職）（平成24年4月1日現在 単位：人）

区分	職員数	男性	女性
課長級	25	22	3
課長補佐・主幹級	25	20	5
係長級	34	25	9
その他	130	64	66
計	214	131	83

(5) 年齢別職員構成の状況（平成24年4月1日現在）

区分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	2人	4人	13人	11人	20人	69人	57人	44人	47人	62人	41人	2人	372人

(注) 短時間勤務職員は含まない。



(6) 定員管理の数値目標の進捗状況

(単位：人、%)

部門	H22.4.1 職員数	数値目標			増減実績			
		H27.4.1 職員数	対22年 増減数	対22年 増減率	H24.4.1 職員数	対22年 増減数	対22年 増減率	進捗率
総数	387	357	▲30	▲7.8	373	▲14	▲3.6	46.6

(注) 1 上記数値目標は北広島町行政改革大綱（第2次）の目標数値である。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (23年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 22年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
23年度	19,730	16,698,734	497,767	2,962,793	17.7	17.5

(注) 1 人件費には議員報酬・手当、非常勤特別職の報酬などが含まれています。

(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区分	職員数 A	給与費				1人当たり給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
		千円	千円	千円	千円	千円
24年度	302人	1,230,770	237,543	443,014	1,911,327	6,329

(注) 1 職員手当には退職手当、子ども手当は含みません。

2 給与費は当初予算に補正予算を反映させた額です。(平成25年3月末現在)

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成24年4月1日現在）

区分	一般行政職			技能労務職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
	円	円		円	円	
北広島町	350,400	424,576	45歳2月	348,400	377,560	53歳8月
国	304,944 (329,917)	372,906 (401,789)	42歳8月	270,465 (285,030)	307,506 (323,181)	49歳7月

(注) 1 「平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢」とは、職種ごとの職員に係る給料月額の総額、給与月額の総額及び年齢の総和をそれぞれ当該職員数で除して得た額及び年齢であり、必ずしも、平均年齢に該当する職員が受ける給料月額又は給与月額の平均が平均給料月額又は平均給与月額と一致するものではありません。

2 国の平均給与月額には「通勤手当」、「時間外勤務手当」及び「特殊勤務手当」等を含んでいません。

3 国の()は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による給与減額支給措置がないとした場合の値。

(4) ラスパイレス指数の推移（一般行政職）

区分	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
北広島町	94.9	97.4	97.7	98.1	105.9 97.7
県内町平均	95.2	96.0	97.4	97.6	99.1 107.2
全国町村平均	94.2	94.6	95.1	95.3	103.3 95.5

(注) 1 ラスパイレス指数は国家公務員の給与水準を100として、北広島町職員の給与水準を比較した数字です。

2 平成24年下段は国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による給与減額支給措置前の参考値です。

(5) 職員の初任給の状況（平成24年4月1日現在）

区分		北広島町	国
一般行政職	大学卒	161,600円	172,200円
	高校卒	140,100円	140,100円

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（一般行政職 平成24年4月1日現在）

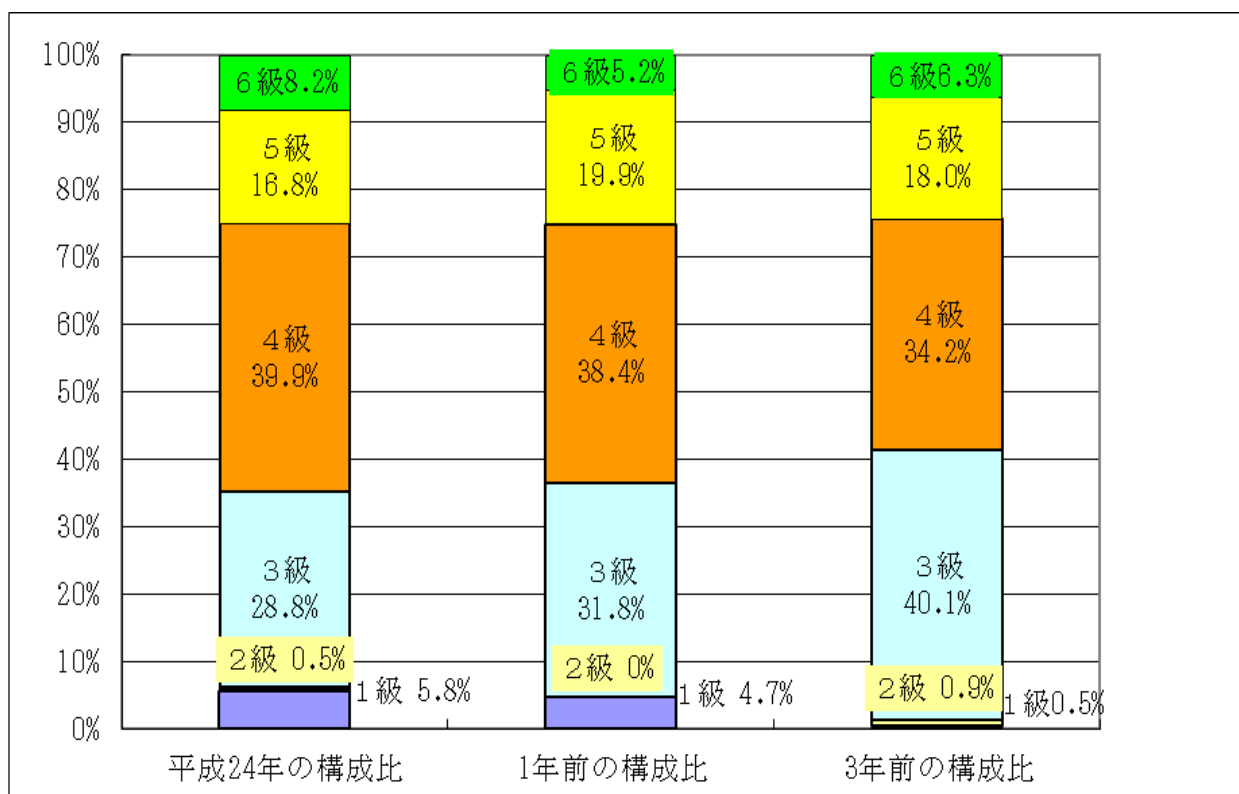
区 分		経験年数 10年以上15年未満	経験年数 15年以上20年未満	経験年数 20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	281,800円	320,300円	366,300円
	高校卒	—	291,800円	328,800円

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいうものです。

(7) 一般行政職の級別職員数の状況（平成24年4月1日現在）

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な職務内容	主事	主事	主任 主任主事	係長 主任	課長 主幹 課長補佐	課長 主幹	
職 員 数	12人	1人	60人	83人	35人	17人	208人
構 成 比	5.8%	0.5%	28.8%	39.9%	16.8%	8.2%	100%

- (注) 1 北広島町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。
 3 本表は行政職給料表（一）の適用者のみ対象としています。



(8) 職員手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

北広島町			国		
1人当たり平均支給額 (23年度) 1,513千円			—		
(23年度支給割合) 期末手当 勤勉手当			(23年度支給割合) 期末手当 勤勉手当		
6月期	1.225月分 (0.65月分)	0.675月分 (0.325月分)	6月期	1.225月分 (0.65月分)	0.675月分 (0.325月分)
12月期	1.375月分 (0.8月分)	0.675月分 (0.325月分)	12月期	1.375月分 (0.8月分)	0.675月分 (0.325月分)
計	2.6月分 (1.45月分)	1.35月分 (0.65月分)	計	2.6月分 (1.45月分)	1.35月分 (0.65月分)
職制上の段階、職務の級等による加算措置あり			職制上の段階、職務の級等による加算措置あり		

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

② 退職手当 (一般行政職)

北広島町			国		
1人当たり平均支給額 (23年度) 自己都合：866千円 勸奨・定年：24,891千円			—		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分

③ 地域手当

支給実績 (23年度決算)		395千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (23年度決算)		131千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数 H24.4.1	国の制度 (支給率)
広島市	3%	3人	3%

④ 特殊勤務手当

支給実績（23年度決算）		21,876千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）		191千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（22年度）		30.4%	
手当の種類（手当数）		16	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務職員の特殊勤務手当	税務課職員	税徴収業務	月額2,200円
医療及び調剤に従事する職員の特殊勤務手当	医師及び歯科医師		給料月額の30%
防疫等作業に従事する職員の特殊勤務手当			日額800円
変死体収容に従事する職員の特殊勤務手当			日額5,000円
山上作業に従事する職員の特殊勤務手当		国土調査業務	日額800円
除雪作業に従事する職員の特殊勤務手当			日額1,500円 (4時間未満900円)
危険性を有する薬品等を取り扱う職員の特殊勤務手当			日額800円
放射線作業に従事する職員の特殊勤務手当	診療放射線技師		日額230円
火葬業務に従事する職員の特殊勤務手当			火葬1体につき5,000円
有害獣駆除業務に従事する職員の特殊勤務手当			1回1,000円 (くま放獣解体3,000円)
夜間看護業務に従事する職員の特殊勤務手当			2交代勤務3,500円 4時間以上2,500円 2～4時間2,300円 2時間未満1,800円
消防職員の特殊勤務手当			消防手当 月額3,000円 ただし、救急救命士の資格を有し、救急業務に従事する職員は月額6,000円 潜水手当 日額500円 管外搬送手当 1件につき400円
養護老人ホームに従事する職員の特殊勤務手当			月額2,500円
廃棄物処理施設に従事する職員の特殊勤務手当			月額5,000円
保育所長の事務に従事する職員の特殊勤務手当			月額30,000円
社会福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当			月額10,700円

⑤ 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当

支給実績（23年度決算）	141,526千円
支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	464千円

⑥その他手当

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
扶養手当	配偶者13,000円 その他扶養親族6,500円 特定加算5,000円	同		53,913千円	245千円
住居手当	限度額27,000円	同		14,175千円	253千円
通勤手当	自家用車800円/km 2キロ以上が支給対象	同		46,279千円	140千円
管理職手当	給料月額8%~12%	同		21,337千円	547千円
寒冷地手当	月額7,360~17,800円 (11月~3月の間支給)	同		3,228千円	60千円
初任給調整手当	医師免許取得35年以内で月額 365,500円の範囲内	同		14,237千円	3,559千円

(9) 特別職の報酬等の状況 (平成 23 年度)

区 分		給料月額等
給料	町 長	730,000 円
	副町長	602,000 円
報酬	議 長	293,000 円
	副議長	246,000 円
	議 員	221,000 円
期末手当	町 長 副町長	(23年度支給割合) 6月期 1.45月分 12月期 1.5月分 計 2.95月分
	議 長 副議長 議 員	(23年度支給割合) 6月期 1.6月分 12月期 1.65月分 計 3.25月分
退職手当	町 長 副町長	(算定方式) (支給時期) 在職年数により給料月額に支給率を乗じ、任期毎に支給

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間 (一般職の標準的なもの)

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

1 週間の 勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	備 考 (時差通勤等を実施している場合は、その内容を簡潔に記入する)
38 時間 45 分	8:30	17:15	12:00~13:00	

(注) 1 休憩時間：職員が勤務時間の途中において、勤務から解放され、自己の時間として自由に利用することが保障されている時間であり、労働基準法に準拠しているものです。

(2) 年次有給休暇の取得状況 (23年1月1日～23年12月31日)

総付与日数 A	総取得日数 B	全対象職員数 C	平均使用日数 B/C %	取得率 B/A %
14,573 日	2,894 日	375 人	7.8 日	20.0%

4 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分者数 (平成23年4月1日～平成24年3月31日) (単位:人)

区 分		降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合	地公法第28条 第1項第1号					0
心身の故障の場合	地公法第28条 第1項第2号 第2項第1号			3		3
職に必要な適格性を欠く場合	地公法第28条 第1項第3号					0
職制、定数の改廃、予算の減少により 廃職、過員を生じた場合	地公法第28条 第1項第4号					0
刑事事件に関し起訴された場合	地公法第28条 第2項第2号					0
条例で定めた事由による場合	地公法第27条 第2項					0
計		0	0	3	0	3

(2) 懲戒処分者数 (平成23年4月1日～平成24年3月31日) (単位:人)

区 分		戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	地公法第29条 第1項第1号					0
職務上の義務に違反し又は職務を 怠った場合	地公法第29条 第1項第2号					0
全体の奉仕者たるにふさわしくない 非行のあった場合	地公法第29条 第1項第3号					0
計		0	0	0	0	0

5 職員のサービスの状況

(1) 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律 (以下「派遣法」という。)

に基づく派遣の状況

(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

派遣形態 根拠	法 人 名	派遣職員数 (人)		
		役員	職員	合計
民法法人 派遣法第2条第1号	(財) 広島県地域保健医療 推進機構	—	1	1
合 計		—	1	1

(2) 営利企業等の従事許可の状況（地方公務員法第38条関係）

（平成23年4月1日～平成24年3月31日）

区分	人（件）	備考
許可人数 （または許可件数）	—	

（注） 営利企業等の従事許可の状況とは、営利企業及びその他の団体の役員等への就任・従事すること、自ら営利を目的とする企業を営むこと等をいいます。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修の状況

① 研修に関する基本方針の策定（地方公務員法第39条第2項）

策定の有無	策定期間
有り	平成21年度

② 研修の実施状況（平成23年4月1日～平成24年3月31日）

機関別研修	参加者数	備考
ひろしま自治人材開発機構	112	管理・監督者研修、中堅職員政策研修、住民満足を高める行政サービス研修など
自主研修	412	人権学習・業務基礎研修
計	524	

(2) 職員の勤務成績の評定の状況（地方公務員法第40条）

勤務評定の実施状況（平成23年度）

実施の有無	導入時期
管理職を対象に試行 （その他職員については未実施）	平成20年度 （その他職員については未定）

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 共済事業

広島県市町村職員共済組合に加入。

(2) 勤務条件に関する措置の要求の状況（平成23年度）

事案なし（業務を広島県人事委員会に委託）

(3) 不利益処分に関する不服申立ての状況（平成23年度）

事案なし（業務を広島県人事委員会に委託）

(4) 職員の福利厚生状況

（財）広島県市町村職員共済互助会に加入。

掛金率（平成24年4月1日現在）は 会 員 給料月額0.625/1,000

事業主 給料月額0.625/1,000